

## 須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民への再生可能エネルギー等の普及を積極的に支援することにより、地球環境の負荷軽減を図ることを目的として、住宅用再生可能エネルギー等システム(以下「再エネ等システム」という。)の設置費用の一部に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則(昭和63年須賀川市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者、補助条件、及び補助金額)

第2条 補助金の交付対象となる者は、市内に自ら所有し居住する住宅に新たに別表に定める再エネ等システムを設置した個人とする。

- 2 補助条件及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、住宅への再エネ等システムの設置については、組合せを自由(重複可)とする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の3月31日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、それらの日の前日)までに、市長に申請しなければならない。ただし、前年度に設置した補助対象システムで、補助を受けていないものについては申請することができる。
- 4 補助は別表に掲げる対象システム別で、1世帯1システムにつき1回限りとする。

(交付申請書の添付書類)

第3条 補助金交付申請をする者は、住宅用再生可能エネルギー等システム導入補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 住宅用再生可能エネルギー等システム設置事業概要内訳書(第2号様式)
- (2) 再エネ等システムの設置に係る経費内訳の確認ができる書類
- (3) 再エネ等システムの設置・施行に係る契約書及び設計書等の写し
- (4) 再エネ等システム設置に係る領収書の写し
- (5) 設置した再エネ等システムのカタログ(仕様・環境性能がわかるもの)
- (6) 再エネ等システムの設置前後の状況を示す写真
- (7) 市税等完納証明書(第3号様式)又はそれに準ずる書類
- (8) 受給契約に関する契約確認書及び単線結線図の写し(太陽光発電システム設置の場合)
- (9) 設置状況を示す図面(地中熱利用システム設置の場合)
- (10) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付の決定をしたときは、住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付決定通知書(第4号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金不交付決定通知書(第5号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第5条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、交付決定通知の日から14日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、補助金を交付するものとする。この場合において、市から送付する振込通知をもって、交付対象者に対する補助金の額の確定通知とみなす。

(財産処分の制限)

第6条 補助金の交付対象者は、交付額が確定した日から起算して5年を経過する日までの期間(以下「管理期間」という。)、善良なる交付対象者の注意をもって管理し、対策を実施した住宅における再エネ対策等の用に充てなければならない。

2 管理期間内において、当該住宅の売却など対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ、財産処分承認申請書・承認通知書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、対象設備が損傷又は滅失したときは、遅滞なく財産損傷・滅失届出書(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

(情報の提供等)

第7条 市長は、交付対象者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(須賀川市住宅用太陽光発電装置設置補助金交付要綱の廃止)
- 2 須賀川市住宅用太陽光発電装置設置補助金交付要綱(平成21年8月1日制定)は廃止する。  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。